

地域の自立・活性化活動支援事業交付金



～地域の元気づくりに取り組んでみませんか～

町内で地域をより良くするために自ら積極的に取り組む自治会、住民団体、NPOなどを応援します。

■対象

1. 対象者	(1) 町内に事務所等を置くコミュニティ (2) 町内で自立・活性化に資する活動を行うコミュニティ ※コミュニティとは、自治会及び自主的な意志によって構成する組織のこと
2. 対象事業及び支援額	(1) 地域の自立・活性化のために新たに取り組む事業 事業費の10/10以内（交付上限10万円） (2) (1)の事業のうちイベント開催・広域交流・景観形成等の活動 事業費の1/2以内（交付上限30万円） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> (3) 協働で実施することにより地域の課題解決が図られる事業 事業費の10/10以内（交付上限50万円） 地域の課題を解決するために、町民と町が役割と責任を分担し、お互いの“強み”を持ち寄って連携・協力する「協働」の取り組みを推進します。 「協働」の取り組みについては、コミュニティと役場の担当部署との共同提案としてください。 </div> ※ハード事業費及び食糧費は原則として対象外です。ただし次の範囲で事業遂行のためやむを得ない場合についてはこの限りではありません。 ・ハード事業費（備品購入費や設備費など）：交付金額の2分の1以内 ・食糧費：講師の昼食代等 ※祭り、運動会、スポーツ大会等地域で通常一般的に行われている事業や地域住民の交流行事等親睦を主たる目的とする事業は対象外です。

■募集期限

※予算額に達し次第、募集を終了します。

- ・ 1次募集：平成30年4月10日（火）→募集終了しました。
- ・ 2次募集：平成30年6月11日（月）
- ・ 3次募集：平成30年9月10日（月）

■申請・問い合わせ先

北栄町役場企画財政課政策企画室（大栄庁舎2階）

電話：0858-37-5864（課直通）／FAX：0858-37-5339（代表）

メール：kikaku@e-hokuei.net